

○消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例

昭和50年7月1日

組合条例第26号

改正 昭和51年8月18日条例第5号

昭和52年8月31日条例第9号

昭和54年1月25日条例第6号

昭和58年1月25日条例第4号

昭和58年8月4日条例第7号

昭和60年8月5日条例第9号

平成4年8月11日条例第11号

平成7年8月11日条例第6号

平成14年1月25日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、茨城県市町村総合事務組合同規約（昭和50年6月21日地指令第614号）第4条第4号の規定に基づき、消防職員及び消防団員（以下「消防職員等」という。）に対する賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(賞じゅつ金授与の要件)

第2条 茨城県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）は、消防職員等が、消防業務に従事するに当たって、一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となった場合においては、賞じゅつ金を授与することができる。

(賞じゅつ金の種類及び金額)

第3条 賞じゅつ金の種類及び金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 殉職者賞じゅつ金は、2,520万円以下とし、別表第1に定める功労の程度によって定める。
- (2) 障害者賞じゅつ金は、2,060万円以下とし、別表第2に定める障害の等級の区分ごとに功労の程度によって定める。

(殉職者特別賞じゅつ金)

第3条の2 組合は、消防職員等が、災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、その功労が特に抜群と認められる場合においては、3,000万円の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。

2 殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は、第2条の規定による賞じゅつ金は授与しない。

(授与の対象)

第4条 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金は、殉職者の遺族に対し、障害者賞じゅつ金は、災害により障害の状態となった消防職員等に対して支給する。

(遺族の範囲及び順位等)

第5条 前条の場合において殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を受けることができる遺族の範囲及び順位等は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）第9条及び第9条の3第2項の規定の例による。

(消防賞じゅつ金等審査会)

第6条 この組合に消防賞じゅつ金等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員5人をもって組織する。
- 3 委員は、組合議会議員及び知識経験を有する者のうちから組合長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(審査)

第7条 賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与については、前条に定める審査会の審査を経なければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年8月1日から適用する。

附 則（昭和58年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

(課設置条例の一部改正)

- 2 課設置条例（昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

3 財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第21号）の一部を次のように改正する

[次のよう]略

附 則（昭和60年条例第9号）

この条例は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成7年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成14年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

殉職者賞じゅつ金

功労の程度	金額
(1) 特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	25,200,000円
(2) 抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	18,700,000円以下
(3) 特に顕著な功労があると認められる者	13,600,000円以下
(4) 多大な功労があると認められる者	4,900,000円以下

別表第2（第3条関係）

障害者賞じゅつ金

功労の程度及び障害の等級による支給額			
功労の程度 障害の等級	(1) 抜群の功労があり他の模範となると認められる者	(2) 特に顕著な功労があると認められる者	(3) 多大な功労があると認められる者
1級	18,700,000円	13,600,000円以下 9,000,000円以上	4,900,000円
2級	15,500,000円	12,100,000円以下 7,900,000円以上	4,600,000円
3級	13,600,000円	10,700,000円以下 7,100,000円以上	4,100,000円
4級	12,100,000円	9,500,000円以下	3,600,000円

		6,400,000円以上	
5級	10,300,000円	8,200,000円以下 5,500,000円以上	3,100,000円
6級	9,000,000円	7,000,000円以下 4,700,000円以上	2,800,000円
7級	7,600,000円	5,900,000円以下 4,100,000円以上	2,300,000円
8級	6,400,000円	4,900,000円以下 3,400,000円以上	1,900,000円
<p>功勞の程度による増額</p> <p>特に拔群の功勞があり、他の模範となると認められる者であつて障害の等級が1級に該当するものについては、1級の最高額に1,900,000円を加算することができる。</p>			

備考

- 1 障害の等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号）別表第23に定める障害の等級による。
- 2 障害の等級及び金額の決定については、政令第6条第2項から第5項（第3項第1号を除く。）までの規定の例による。